

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

01. 仮設住宅からの移行はなかなか進まず、兵庫県では、恒久住宅への移行を支援する「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を作成した。

【教訓情報詳述】

01) 兵庫県は、県内の応急仮設住宅について98年9月までには全て解消する計画であったが、神戸市で民間住宅の借上げが予定通り進まないなどの理由により、その全面解消は2000年までずれ込むとされた。

【参考文献】

【引用】兵庫県は、県内の応急仮設住宅につき、平成10年9月までには全て解消する計画であったが、応急仮設住宅の約6割が存する神戸市は、民間住宅の借上げが予定通り進まないなどの理由により、その全面解消は2000年までずれ込むことを先日発表した。[『阪神・淡路大震災と応急仮設住宅』神戸弁護士会(1997/3),p.33]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

01. 仮設住宅からの移行はなかなか進まず、兵庫県では、恒久住宅への移行を支援する「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を作成した。

【教訓情報詳述】

02) 96年7月23日、兵庫県は「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を決定。8月には「ひょうご住宅復興3カ年計画」を改定した。

【参考文献】

【参考】「恒久住宅への移行のための総合プログラム」の策定経過については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.136-141]に詳しい。

>

【参考】これに伴い改訂された「ひょうご住宅復興3カ年計画」の主要施策一覧については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.157]参照。

>

【引用】この総合プログラムがもつ重要性は、公営住宅等の建設供給計画情報を具体的に提示したことであろう。…(中略)…

その詳細を集計すれば地域別の需給バランスなどもすぐ分かる。そこで驚くべきことは地域ブロック別の需要見込みに達しない供給計画となっていることである。神戸市西部(需要見込み11,200戸に対し供給予定8,800戸、21%不足)や東部(9,100戸に対し8,400戸と8%不足)で、数が合わせられていない。プランではなくプログラムであるゆえんかも知れないが、過密既成市街地からの分散志向を表明し、密集市街地での用地確保が困難で用地提供へのメッセージと受け取れないこともない。

さらに、入居方法や移転支援・仮設住宅使用期間延長など、持家再建支援や民間賃貸住宅家賃負担などの施策も含め、プランではなく、計画プロセスも示す総合的なプログラムであったことは、もっと評価されてもいいと思う。

【小林郁雄「震災復興住宅政策への想い」『住まい復興の記録 - ひょうご住宅復興3ヶ年計画の足跡 -』兵庫県まちづくり部(2000/3),p.89-90]

>

【参考】神戸市は、仮設住宅入居者の恒久住宅への早期移行に向けた基本方針、各世帯の入居類型ごとの対応方針等を定めた「恒久住宅移行プログラム」を98年8月に策定したが、策定までの経緯や課題、策定されたプログラムの概要が、[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 -』神戸市生活再建本部(2000/3),p.182-187、p.199-202]にまとめられている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

01. 仮設住宅からの移行はなかなか進まず、兵庫県では、恒久住宅への移行を支援する「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を作成した。

【教訓情報詳述】

03) 97年2月21日、兵庫県は3カ年計画の最終年度に向けて「住まい復興詳細プログラム」を決定。民間賃貸入居者支援、持ち家再建支援の拡充、「白地地域」対策を盛り込んだ。

【参考文献】

[参考] 1997年2月21日、兵庫県は「住まい復興詳細プログラム」を策定、翌22日に発表。3カ年計画の最終年度にあたる1997年度に向けて民間賃貸入居者支援、持ち家再建支援の拡充、「白地地域」対策などを発表した。[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』（財）21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.140]

> [参考] 「住まい復興詳細プログラム」で拡充・創設された支援策の概要については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』（財）21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.190-191]参照。

> [参考] 住まい復興詳細プログラムと同時に、仮設住宅入居者を中心に、被災者の類型ごとに生活復興支援策を整理した「生活復興支援詳細プログラム」が発表された。同プログラムは以後6次にわたって策定された。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』（財）阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.152-155]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

01. 仮設住宅からの移行はなかなか進まず、兵庫県では、恒久住宅への移行を支援する「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を作成した。

【教訓情報詳述】

04) 99年10月末時点で、災害復興公営住宅等の戸数は計画を上回る42,000戸が整備され、公的住宅全体の供給見込み数も計画を上回る見込みで、総量的には目標が達成された。

【参考文献】

[参考] 1999年10月末時点で、災害復興公営住宅等の戸数は計画を上回る42,000戸が整備され、公的住宅全体の供給見込み数も計画を上回る見込みで、総量的には目標が達成されたという。「ひょうご住宅復興3カ年計画」の進捗状況は、[村上處直「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.194-195]を参照。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

01. 仮設住宅からの移行はなかなか進まず、兵庫県では、恒久住宅への移行を支援する「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を作成した。

【教訓情報詳述】

05) 95年2月から98年3月までに、神戸すまい復興プランの計画戸数72,000戸に対して、神戸市内で120,107戸が供給された。

【参考文献】

[参考] 「神戸のすまい復興プラン」および計画期間中の住宅着工状況(95年2月から98年3月までに120,107戸)、神戸市震災復興住宅緊急3カ年計画の平成11年12月末時点での進捗状況は、[『神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.13]を参照。

> [引用] 震災後から平成11年12月までの住宅着工戸数は約149,000戸であり、滅失戸数の約82,000戸を大

きく上回っている。震災後からの推移をみると、平成7年7月頃から着工数が急増し、8年7～9月がピークとなり、9年10月頃には震災直前程度まで減少して、その後は震災直前の約2/3で推移している。(着工戸数には、必ずしも滅失戸数に対応していないものも含まれている。)[『神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.23]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

01. 仮設住宅からの移行はなかなか進まず、兵庫県では、恒久住宅への移行を支援する「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を作成した。

【教訓情報詳述】

06) 恒久住宅への早期移行を図るため、兵庫県は99年2月に「生活復興支援プログラム3」を策定した。

【参考文献】

【引用】「恒久住宅への移行のための総合プログラム」に沿って被災者の恒久住宅への移行は進展していたが、依然として残る応急仮設住宅入居者(参考:平成11年2月1日現在で5,200世帯)の恒久住宅への早期移行を図るため、兵庫県は平成11年2月9日、「生活復興支援プログラム3」を策定した。

「生活支援プログラム3」のポイント

(1) 公営住宅の入居先が未決定の世帯に対しては、引き続き個別斡旋を行うとともに、生活復興相談員等による相談や情報提供を行う。

(2) 平成11年4月から6月までの間に公営住宅等に入居が決まっている世帯に対しては、6月末まで応急仮設住宅を継続使用できる移行措置期間を設ける。

(3) 恒久住宅への移転が7月以降と見込まれる世帯に対しては、民間賃貸住宅等を活用した県住宅供給公社の借上住宅を提供する。

(4) 持家再建を予定している世帯等に対しては、入居する民間賃貸住宅の家賃助成を行う。

(5) 自律が困難な世帯に対しては、災害復興グループハウスを整備する。

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.71]

>

【参考】生活復興支援プログラム3を含む、「恒久住宅への移行のための総合プログラム」の全容が[『阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録』兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部、住まい復興局住まい復興推進課(2000/3),p.154-186]に掲載されている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

01. 仮設住宅からの移行はなかなか進まず、兵庫県では、恒久住宅への移行を支援する「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を作成した。

【教訓情報詳述】

07) 恒久住宅への移行策を検討するために必要な仮設住宅居住者の状況を把握するため、悉皆調査が行われた。

【参考文献】

【引用】(仮設住宅入居者実態調査)

九六年二月、県は国勢調査員、婦人会などに委嘱し、調査員七百四十名と県職員百六十名を動員し、悉皆調査を実施した。これまでの調査では、仕事や通院などで面談出来ないことも多かった。そこで、隣家の情報から、早朝訪問や帰宅時刻を見計らって何度も訪問するなど涙ぐましい努力を続けた。この結果、三万七千七百七十六世帯から回答を得、退去者などを除き、ほぼ全世帯のデータが推測できたことは、その後の「恒久住宅への移行のための総合プログラム」の基本データとして活用される貴重な調査資料となった。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.285-286]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

01. 仮設住宅からの移行はなかなか進まず、兵庫県では、恒久住宅への移行を支援する「恒久住宅への移行のための総合プログラム」を作成した。

【教訓情報詳述】

08) 神戸市は、入居促進の統括的な役割を果たす入居促進センターを開設した。

【参考文献】

[引用] 神戸市では仮設住宅入居者の移転を促進するため、平成10年5月に入居促進の統括的な役割を果たす「入居促進センター」を開設し、生活再建本部の事務所も同時にそのセンター内に移転しています。

震災対応での最大の課題の一つが復興住宅への移行ですが、そこから2年間にわたり早期移転の集中的な取り組みが始まりました。また、仮設住宅が全市に建設されていることから、組織も北区、西区、市街地という3方面での地区担当制に再編し、各区担当者との連携を図りながら応募支援、個別あっせん、空家対策などにあたっています。

[金芳外城雄「復興10年 神戸の闘い」日本経済新聞社(2004/12),p.137]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

02. 災害復興公営住宅等への入居については、一元的に募集が行われることとなり、応急仮設住宅入居者枠の設定もなされた。また県外被災者も対象とされることとなった。

【教訓情報詳述】

01) 県・市町・公団・公社により構成される災害復興賃貸住宅管理協議会が一元的に募集を実施。

【参考文献】

[引用] (災害復興公営住宅等への入居募集受付体制)

災害復興公営住宅等への入居については、県・市町・公団・公社により構成される災害復興賃貸住宅管理協議会が一元的に募集を行う事になる。一元的募集の実施に際しては、各種広告媒体、総合住宅相談所、応急仮設住宅巡回相談員及び平成8年8月より設置された「生活支援アドバイザー」を通じて、情報提供や、申込みについての指導が行われる。[「阪神・淡路大震災と応急仮設住宅 - 調査報告と提言 - 」神戸弁護士会(1997/3),p.38-39]

>

[参考] 第一次から第三次募集の経過については[震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】」(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.159-170]に詳しい。

>

[参考] 神戸市における募集状況・入居促進対策については[梶川龍彦「被災から恒久住宅へ」『生活復興の理論と実践』勁草書房(1999/1),p.112-137]に詳しい。

>

[引用] 応急仮設住宅の入居者の早期移転に配慮しつつ、被災者の恒久住宅への円滑かつ早期入居を進めるため、災害復興公営住宅など被災地で供給されるすべての公営住宅、公団住宅、公社住宅、特定優良賃貸住宅の公的賃貸住宅への入居については、原則としては、県・市町・公団・公社の公的賃貸住宅の事業主体によって構成する災害復興住宅管理協議会が一元的募集を行った。同時に、以下の3つの基本方針が決められた。

(1)被災者が応募しやすい地域別の応募区分(神戸市東部、神戸市西部、北神・三田、西神・明石、阪神南部、阪神北部、淡路、播磨など)を設ける。

(2)仮設住宅入居者が早期に入居できるよう仮設住宅入居者枠を設置する。

(3)入居者選定にあたっては、仮設住宅からの申込者は、仮設住宅入居者枠での抽選を行い、この抽選にはずれた者は、仮設住宅以外からの申込者の抽選時に再度抽選を行う。

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」大蔵省印刷局(2000/6),p.71]

>

[引用] 被災者にとって、一元募集制度によって、募集情報を一括して入手できた意義は大きく、応募機会が公平であったことも評価される。他方、管理主体の視点からみれば、募集に係る事務を効率化できる、重複応募や重複当選を防止し、入居を促進できる等の利点があった。[檜谷美恵子「災害復興公営住宅における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証)「健康福祉分野」兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.399]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

02. 災害復興公営住宅等への入居については、一元的に募集が行われることとなり、応急仮設住宅入居者枠の設定もなされた。また県外被災者も対象とされることとなった。

【教訓情報詳述】

02) 応急仮設住宅入居者枠の設定がなされた。仮設住宅から恒久住宅への移転に力点がおかれ、非仮設住宅入居者との格差を問題視する声もきかれた。

【参考文献】

【引用】公営住宅の募集にあたって、一般被災者より早期に公営住宅へ入居できるように、仮設住宅入居者に対しては6割の仮設入居者枠を設けた。また、高齢者等の弱者に対しては3割の優先枠を設けた。[高橋正幸「被災者の住宅確保に係わる課題と対策—応急仮設住宅を中心に—」『都市政策 no.86』(財)神戸都市問題研究所(1997/1),p.33-34]

>

【引用】「生活の厳しさは変わらない。なぜ公営住宅への入居が後回しになるのか」。JR兵庫駅南の民間アパート。1DKに家族四人で暮らす男性(51)は、納得がいかない様子だった。

同じ兵庫区にあった木造アパートは全壊した。北区の仮設住宅をあっせんされたが、仕事は港湾関係。朝が早く、船の入港時間によっては終電に間に合わない。子供の転校も避けたかった。家賃は震災前の二万八千円が六万円になった。

十一日、兵庫県などが発表した公的賃貸住宅の一元募集は仮設入居者に六割の優先枠が設けられた。仮設入居者は、仮設枠で落選後ももう一度、一般応募枠の抽選に参加でき、最終的には六割より高くなる見通した。

「仮設優先はある程度やむを得ない。でも今、民間賃貸への援助はなにもない。ない上に公営への入居が遅れる。どうして民間への支援策が取れないのか」と男性は訴えた。

...(中略)...

六月上旬、兵庫県庁で住宅などを担当する県、市の幹部らが協議した。

兵庫県 仮設住宅からの早期移転を図るため、仮設入居者には高い比率の枠が必要になる。

神戸市 あまり率が高くては、仮設外に住む被災者の理解が得られない。公平性の問題もある。

県は、仮設住宅の意向調査などから、公営の希望を仮設二万六千七百世帯、仮設外一万九千九百世帯と推定。仮設枠は七割以上を主張、市側は五割を求めた。

約一カ月にわたる議論で、枠は「六割」に落ち着いていたが、市の担当者は「一元募集の実績を踏まえ、六割という枠がいいのか再度、議論したい」とも話す。

【神戸新聞朝刊「復興へ 第11部(10)住宅プログラムが積み残したモノ/救えるか「民間」入居者」(1996/7/18),p.-]

>

【参考】(1996年7月31日～8月20日の)第2次募集では、抽選に際して仮設入居者6割の優先枠が設定され、仮設入居者に対しては仮設枠で外れても仮設外の枠でも復活できるという方式で実施された。このことは、当然、仮設入居者以外の民間住宅等に入居している被災者には不評であった。しかし、仮住まいの生活を送る被災者の中でも応急仮設住宅は、最も生活環境の良くないことは明らかであり、仮設住宅入居者優先はやむを得ない措置であった。その背景には、仮設優先枠の設定や高齢者・障害者等の優先措置にも関わらず、落選し続けている高齢者や障害者等が仮設住宅にまだまだ多く残されていた現実があった。

...(中略)...

(1997年2月27日～3月19日の第3次募集の)特徴としては、「仮設住宅入居者優先枠のさらなる拡大」があげられる。前回の募集時に導入した仮設住宅入居者の優先枠一律6割を3次募集では7割から10割に優先枠をさらに拡大された。特に、県営住宅の大半(85%、49団地、1,684戸)を優先枠10割(その他の県営、各市営、公社・公団住宅は7割)とし、これまで以上に仮設からの転出を支援する施策となっている。

【震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】」(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.166-167]

>

【引用】高齢者・障害者向けの住宅については、対象者用として募集することとし、応急仮設住宅からの申込者については、同住宅入居者枠で抽選に外れても、それ以外の申込者の抽選時に再度抽選が行われる。

この点に関し、平成8年7月から8月にかけての募集においては、応急仮設住宅入居者の優先枠が一律6割と設定されたが、平成9年1月の新聞報道によると、同年2月から3月にかけての募集においては、同優先枠を引き上げ、神戸市、西宮市及び芦屋市は7割程度とする方向であり、また兵庫県は、場所によっては最高10割とし、県営の仮設枠を同じ地域の市営住宅より高く設定して一般被災者も受け入れる市営住宅との役割分担も検討しているとのことである。

なお、旧避難所(テント村)及び待機所の居住者についても、恒久住宅への移行に関して仮設住宅入居者と同様の取扱がなされる。[『阪神・淡路大震災と応急仮設住宅』神戸弁護士会(1997/3),p.38-39]

>

【引用】既成市街地の家賃の高い民間住宅に、入居を余儀なくされた中高年層の生活実態は、仮設住宅

の入居者よりも苦しい被災者が少なくない。

困窮被災者層は無職の年金生活者の高齢者と、立地限定層の中老年層の賃金労働者に二分されたのである。仮設住宅の入居者へ被災自治体は、必要以上に配慮しすぎた不満が、非仮設住宅入居者から発生していることは否定できないであろう。[高寄昇三『阪神大震災と生活復興』勁草書房(1999/5),p.94]

>

[引用] (生活・住宅支援措置の)基本は仮設住宅から恒久住宅への移転に力点がおかれており、自力再建した高齢者などは冷遇されてきた。すなわち老後の貯えをはたいて住宅を再建するか、貯金はそのまま残しておき、安定した老後の生活の担保とするかは個人の選択であり、自力再建組が必ずしも裕福とは言えないのである。[高寄昇三『阪神大震災と生活復興』勁草書房(1999/5),p.66,207]

>

[参考] (神戸市)97年9月からの第四次募集では、応急仮設入居世帯の仮当選世帯数は応募世帯の約54%。一方、仮設住宅以外からの応募世帯の仮当選世帯数は応募世帯の約14%で、応急仮設入居世帯の約4分の1という仮設外の被災者等には厳しい結果となっている。[梶川龍彦「被災から恒久住宅へ」『生活復興の理論と実践』勁草書房(1999/1),p.120]

>

[引用] 入居者の選定にあたっては、被災者の年齢と応急仮設住宅入居の有無を基準とする優先措置が設けられたが、その妥当性については、十分に検討されたとはいえない。災害復興公営住宅に入居できた者と入居できなかった者とは、享受できた公費支援額に大きな格差が生じたため、それらが抽選という「運」や年齢という要件に左右されたことについては、様々な批判がある。[檜谷美恵子「災害復興公営住宅における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野、兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.408]

>

[引用] 「仮設枠」や高齢者を優先する「福祉枠」などの優先措置は、困窮度を勘案しているという点で、単純な抽選よりも「公平」であったかもしれない。しかし、高齢者や仮設住宅入居者が他の被災者よりも「困窮度が高い」とは一概にはいえず、高齢者や仮設住宅入居者といったフィルターでは析出されない様々な生活困窮問題が存在していたことも確かである。

しかし、ここで問題とすべきことは、困窮度の測定方法よりも、被災者の「困窮度」と、「公営住宅」が直接結びつけられたことである。公営住宅への入居が適わなかった被災者にも、その必要の度合いに応じて、住宅に対する柔軟な支援メニューが用意されていれば、不公平感は解消されたはずである。

[檜谷美恵子「災害復興公営住宅における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野、兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.409]

>

[引用] 仮設枠が設定され、さらにその枠が大きく採られたのは、応急仮設住宅の早期解消が優先されたからであり、個々の応急仮設住宅入居者のニーズや優先度から直接導かれたものではないことに留意する必要がある。[檜谷美恵子「災害復興公営住宅における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野、兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.409]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

02. 災害復興公営住宅等への入居については、一元的に募集が行われることとなり、応急仮設住宅入居者枠の設定もなされた。また県外被災者も対象とされることとなった。

【教訓情報詳述】

03) 災害復興公営住宅等への入居については、遠方へ避難している被災者(県外被災者)も対象となった。

【参考文献】

[引用] (災害復興公営住宅等への入居については)他府県に避難している被災者も対象とし、従前居住地である各被災市町で申込ができることとされた[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.159]による。

>

[参考] 神戸市における市外・県外避難者への支援については[梶川龍彦「被災から恒久住宅へ」『生活復興の理論と実践』勁草書房(1999/1),p.135-136]に詳しい。これによれば、98年10月以降の公営住宅募集においては、市外・県外避難者を含めた仮設外被災者についても応急仮設入居者と同じ条件での優先枠が設けられた。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

[教訓情報]

02. 災害復興公営住宅等への入居については、一元的に募集が行われることとなり、応急仮設住宅入居者枠の設定もなされた。また県外被災者も対象とされることとなった。

[教訓情報詳述]

04) 発災後3年で単身被災世帯の入居条件に関する優遇措置が廃止されることから、第四次募集の再募集、斡旋登録などの救済措置が行われた。

[参考文献]

[参考] 発災後3年で単身被災世帯の入居条件に関する優遇措置が廃止されることから、第四次募集の再募集、斡旋登録などの救済措置が行われた。これについては[梶川龍彦「被災から恒久住宅へ」『生活復興の理論と実践』勤草書房(1999/1),p.123-126]に詳しい。なお、公営住宅入居資格については、「被災市街地復興特別措置法」第二十一条で、収入基準や同居親族要件にかかわらず入居資格が認められるという緩和措置が図られてきた。

>

[参考] 神戸市による復興(賃貸)住宅の募集と、被災世帯への相談などの対応について、[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 -』神戸市生活再建本部(2000/3),p.107-118]にまとめられている。

>

[引用] 平成10年7月、仮設住宅入居者を対象にした特別あっせん登録募集が、神戸市営住宅1,230戸、兵庫県営住宅851戸、明石市営住宅59戸の合計2,140戸で実施された。[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 -』神戸市生活再建本部(2000/3),p.192]

>

[参考] 「特別あっせん登録募集の実施により、公営住宅への入居を希望しながら未だ当選していない仮設住宅入居世帯は、落選した1,335世帯のみとなった。震災から3年半を迎える平成10年9月以降、これらの世帯に対しあっせん登録順位に基づき、いよいよ個別あっせんが開始されることになった。」とし、その後のあっせん経過が[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 -』神戸市生活再建本部(2000/3),p.194-199]に詳しく記されている。

>

[引用] (個別あっせん登録)
平成10年4月の仮設優先枠を設けた募集を最後に、その後は個別のあっせんによる移転支援が、生活再建本部の活動の主体となっていきました。またその時点では、2,083世帯の行き先が決まっていなかったが、あっせんにあたっては、希望地区を第3位までとして、年齢や障害の度合いなどで優先順位を決め、コンピューターによる作業も入れて進めました。

[金芳外城雄「復興10年 神戸の闘い」日本経済新聞社(2004/12),p.139]

>

[参考] 平成10年4月末の住宅募集が終わった時点での仮設住宅入居者(約11,000世帯)の調査結果及びその入居実態に対応した移転策が、以下の区分で紹介されている。

- (1)公営住宅入居待ち世帯(約6,400世帯)
- (2)公営階層未当選世帯(約2,300世帯)
- (3)若年単身者(約430世帯)
- (4)非公営階層目処あり世帯(約350世帯)
- (5)非公営階層目処なし世帯(収入超過など)(約260世帯)
- (6)自立困難世帯(約120世帯)
- (7)無断退去(約1,000世帯)
- (8)不正入居(約110世帯)

[金芳外城雄「復興10年 神戸の闘い」日本経済新聞社(2004/12),p.140-141]

[区分]

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

[教訓情報]

02. 災害復興公営住宅等への入居については、一元的に募集が行われることとなり、応急仮設住宅入居者枠の設定もなされた。また県外被災者も対象とされることとなった。

[教訓情報詳述]

05) 災害復興公営住宅の入居者の多くが高齢者というのは、やむを得ないという面もあるが、まちのにぎわい等の面から、災害復興公営住宅入居者を被災者に限定する基準を見直していく必要があるという指摘がある。

[参考文献]

[引用] 目標を達成した事は評価できるし、すばらしいと思うが、被災市街地内といっても、被災住民から見

ると、元のまちから遠すぎたり、交通の便が悪かったり、住宅は出来ているが便利施設が充実していないなどのため、場所によっては空き部屋が目立った。被災者が老朽木造賃貸住宅の居住者であり、高齢所得者層が多く、たとえ再建されたとしても建替え後の家賃負担が出来ない世帯が多く、平成8年2月に実施した「応急仮設住宅入居者調査」によるとその41.8%が65歳以上の高齢世帯で、300万円未満の低所得者が約7割を占め、そのほとんどが公的賃貸住宅への入居を希望しているという状況だった。そのため災害復興公営住宅の居住者の多くが高齢者ばかりとなったことはやむを得なかったが、あまりにも偏ってしまったため、住棟が安全で立派に見える反面、人間の息吹や街としてのにぎわいが感じられないものもあった。これは被災者に限定している限り起こり得る事で、購買力のない高齢者ばかりでは商業施設の立地も限界があり、入居基準を見直していく必要があるのではなからうか。[村上處直「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.198]

>

[引用] 最終3ヵ年プログラムでは、高齢化率が40%以上という基準を目安として、夫婦または婚約者との年齢合計が80歳未満の世帯に対する優先募集を実施することを定めている。また、平成16年の春期募集からは、基準とする高齢化率を30%以上に緩和し、入居者構成の多様化を促進している。さらに、現状においては、3人以上の子どもをもつ多子世帯や母子世帯についても、優遇度を高める方策が実施されている。[檜谷美恵子「災害復興公営住宅における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野 兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.395]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

02. 災害復興公営住宅等への入居については、一元的に募集が行われることとなり、応急仮設住宅入居者枠の設定もなされた。また県外被災者も対象とされることとなった。

【教訓情報詳述】

06) 恒久住宅の確保や生活支援へのきめ細かで総合的な相談・支援を行うため、生活支援アドバイザーが設置された。

【参考文献】

[引用] 平成8年2月から3月にかけて実施された「応急仮設住宅入居者調査」の結果から、高齢者世帯及び医療機関を利用している世帯が半数近くにも及び、仮設住宅からの移転の目途が立たず、将来の暮らしに展望を見いだせない被災者が多数存在することが確認された。この被災者に対する支援は重要な課題として認識された。とりわけ、仮設住宅での生活が長引く中で、生活再建に向けた恒久住宅の確保や生活支援へのきめ細かで総合的な相談・支援体制が望まれていたため、新たにふれあいセンター等を活動拠点として訪問指導を行い、課題解決に向けた支援を行う「生活支援アドバイザー」を設置した。

生活支援アドバイザーの業務は主として3つあり、1. 恒久住宅確保にかかる情報提供や相談・支援、2. 生活支援のための情報提供や関係機関との調整(福祉・保健・就業等)、3. ボランティアとの連絡調整であった。設置状況及び身分としては、阪神県民局・淡路福祉事務所及び各市仮設住宅担当部局に非常勤嘱託員として設置された。人員は、設置当初の平成8年8月は100名であったものの、平成9年度より149人に増員された。その後は、仮設住宅解消地域から順次廃止という展開を経ている。また、相談内容に知識経験を有し、かつ熱意を有する者というのが採用条件であった。

[京極高宣「被災者の自立支援に関する課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻(被災者支援)』兵庫県・震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.288]

>

[参考] 生活支援アドバイザーは、恒久住宅の確保支援、入居者ニーズの吸い上げ、要援護者のケア、住宅の適正管理に当たった。「アドバイザーが日々の活動を通じて仮設住宅入居者との間に築いた信頼関係が、被災者の自立と恒久住宅の確保にあたり、きわめて大きな力となった」として、活動の概要が[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建 - 5年の記録 -』神戸市生活再建本部(2000/3),p.132-134]にまとめられている。

>

[引用] 県では生活再建に向け、恒久住宅の確保や生活支援へのきめ細かな総合的な相談、支援体制が望まれると、当時の厚生省・西澤保護課長に制度の創設と国費での負担を強く要請し、了解を得ることが出来た。そして、一九九六年八月、ふれあいセンターを活動拠点として、課題解決を支援する「生活支援アドバイザー」を百名設置した。

業務は、恒久住宅確保や生活支援のための情報提供、関係機関との調整、ボランティアとの連絡調整であった。…(中略)…

仮設入居者にきめ細かく対応するためには、個々の状況把握が不可欠だが、情報の集約は時として誤解を受け、マスコミ、ボランティア団体などからプライバシーの侵害にあたりと厳しい指摘を受けたこともあった。しかし、アドバイザーのきめ細かな対応が、入居者から頼りにされていた事例は事欠かない。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.283]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

02. 災害復興公営住宅等への入居については、一元的に募集が行われることとなり、応急仮設住宅入居者枠の設定もなされた。また県外被災者も対象とされることとなった。

【教訓情報詳述】

07) 立地条件や団地の規模など復興公営住宅団地の環境は、その後のコミュニティ形成、生活復興感にほとんど影響を与えていない。

【参考文献】

【引用】 駅までの距離や周辺の店舗数といった立地条件や団地の規模、被災時の居住地と現在の居住地の移動距離の大小は、居住者の生活復興感にはほとんど影響を与えていない。

これは、入居後の時間の経過や、居住者及び支援者のコミュニティ形成に向けた努力により生活の定着化が進むためであろうと思われることから、新しく整備された団地においては、生活の安定のための多様な支援を開設初期から行うことが肝要である。

【『災害復興公営住宅団地コミュニティ調査 報告書』兵庫県(2003/8),p.92]

>

【引用】 申込回数が少ない居住者は、たとえ移動距離が大きくとも時間の経過とともにその住宅に適応してきていることから生活再適応感が高い。また、申込回数が多いほど入居からの時間経過が短いことなどから、移動に伴うからだのストレスが残っていると思われる。これらのことから、早期の入居を促進する必要がある。

【『災害復興公営住宅団地コミュニティ調査 報告書』兵庫県(2003/8),p.92]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

02. 災害復興公営住宅等への入居については、一元的に募集が行われることとなり、応急仮設住宅入居者枠の設定もなされた。また県外被災者も対象とされることとなった。

【教訓情報詳述】

08) 管理体制の立上げ支援として、自治会等と連携して問題に対応する「いきいき県住推進員」の設置等が行われた。

【参考文献】

【引用】 居住者による共同管理の困難性は、災害復興公営住宅に限らず、高齢化が急速に進んでいる既存の公営住宅団地においても指摘されているものの、災害復興公営住宅に固有の課題として指摘されるのは、入居した被災者の多くがそれまで一度も公営住宅居住の経験のない高齢者が一斉入居し、共同管理のノウハウを一から蓄積しなければならなかったことである。[檜谷美恵子「災害復興公営住宅における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.392]

>

【引用】 管理担当部局の職員が、応急仮設住宅団地等での経験を踏まえて、入居予定者の中から複数の自治会役員候補者をあらかじめ選定したり、自治会や管理運営委員会の規約モデルを作成したりするなどの対応がとられてきた。…(中略)…

自治会あるいは管理運営委員会が結成された後も、管理部局の職員らが自治会役員等と連携しながら、問題に対処するという方法が採られた。また、こうした問題に対応する専属職員として、新たに雇用された「いきいき県住推進員」が派遣された。

【檜谷美恵子「災害復興公営住宅における取り組み」、『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.393]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

03. 災害復興公営住宅等への入居者募集状況は、公営住宅と既成市街地に偏り、地元志向の強さが明らかとなった。

【教訓情報詳述】

01) 兵庫県の災害復興公営住宅等への第2次募集(96年7月～8月)では、応急仮設住宅からの申込が約半数で、そのほとんどが公営住宅を希望し、比較的家賃が高くなる準公営住宅等への申込件数はわずかだった。

【参考文献】

【引用】(兵庫県)平成8年7月31日から同年8月20日まで行われた災害復興住宅(公営の他、準公営、公社及び公団を含む。)入居者募集の結果(同年8月27日の兵庫県都市住宅部住宅管理課の発表)
・募集1万1325戸に対して、4万4206戸の申込みがあり、平均倍率で3.9倍。
・応急仮設住宅からの申込件数の割合は、50.4%。なお、このうち公営住宅への申込件数が98.6%であり、比較的家賃が高くなる準公営住宅等への申込件数はわずか1.4%しかなかった。
【『阪神・淡路大震災と応急仮設住宅 - 調査報告と提言 - 』神戸弁護士会(1997/3),p.39]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

03. 災害復興公営住宅等への入居者募集状況は、公営住宅と既成市街地に偏り、地元志向の強さが明らかとなった。

【教訓情報詳述】

02) 第2次募集では、神戸市の中央区、兵庫区、長田区などは倍率が20倍程度となり、北区、垂水区、西区は2～4倍に留まった。

【参考文献】

【引用】(神戸市)平成8年7月31日から同年8月20日まで受け付けた復興住宅入居者募集状況(同年8月27日神戸市住宅局生活再建本部のまとめ)
・募集戸数5202戸に対し、応募者数は3万1262名で、平均倍率は6倍。
・応募者のうち応急仮設住宅入居者の割合は、52.2%であった。
・神戸市内の応募状況について、区別で見ると、中央区の倍率が27.8倍と高く、兵庫区の20.7倍、長田区の19.5倍、灘区の14.9倍と続く。逆に倍率の少ない方から見ると、北区の2.3倍、垂水区の3.0倍、西区の4.1倍となっている。
【『阪神・淡路大震災と応急仮設住宅 - 調査報告と提言 - 』神戸弁護士会(1997/3),p.40]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

03. 災害復興公営住宅等への入居者募集状況は、公営住宅と既成市街地に偏り、地元志向の強さが明らかとなった。

【教訓情報詳述】

03) 自営業者をはじめ、通勤や通院などの面から従前の居住地へのこだわりは強かった。しかし、郊外仮設入居者のなかには、環境の良さを気に入り、近くに建設される公営住宅を希望する人も少なからずいた。

【参考文献】

【参考】自営業者をはじめ、通勤や通院などの面から従前の居住地へのこだわりは強かった。しかし、郊外仮設入居者のなかには、環境の良さを気に入り、近くに建設される公営住宅を希望する人も少なからずいた。【震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.165]

>

【参考】神戸市では98年9月から、従前居住地等への住宅斡旋を希望する被災者に対して、希望する地域

の公営住宅への正式入居まで別の公営住宅に暫定入居する公営住宅特別交換制度も導入された。[梶川龍彦「被災から恒久住宅へ」『生活復興の理論と実践』勁草書房(1999/1),p.126-132]

> [参考] 兵庫県は「災害公営住宅等の住宅特別交換制度」を創設、98年1月17日から実施した。その詳細については[震災復興誌編集委員会「阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)」(財)阪神・淡路大震災記念協会(1999/3),p.196]参照。

> [引用] 被災者への住宅斡旋は困難を極め、担当者が足繁く仮設住宅を訪問し、説得に当たった。やはりここでも、被災者の元の居住地に帰りたいなどの、それぞれの並々ならぬ思いを痛感させられる結果となった。[石原一夫「震災を振り返って」』- 阪神・淡路大震災 - 震災復興6年の総括』西宮市(2001/4),p.48]

> [引用] 以前住んでいた場所に帰りたいという回答を、もっぱらハウスの供給という観点でとらえていたため、高層高密の公営住宅供給や区画整理事業という非弾力的な対策しか選択できなかったのではないか。失われた生活世界の再建という観点に立てば、よりフレキシブルで創造的なまちづくりの可能性を追求できたと筆者は信じている。[小森星児「できなかったことの検証」『住まい復興の記録 - ひょうご住宅復興3ヶ年計画の足跡 - 』兵庫県まちづくり部(2000/3),p.93]

> [引用] 従前に居住していた低家賃住宅を失い、公営住宅に依拠せざるを得ないこうした被災者に、居住地選択の機会を保障することは、その居住の安定を図る上で重要な意味をもつ。そのように考えるならば、暫定入居制度は、個別事情への配慮を、制度として担保しようとした点で評価できる。[檜谷美恵子「災害復興公営住宅における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.400]

> [引用] 立地に対する希望等を尊重する住宅交換制度は、応急仮設住宅の解消を図るために後から加えられたものであるが、この制度は、入居者の選定にあたって、個々の申請者の個別事情に基づく「住宅選択の保障」を可能な限り追求したものと見える。公平で透明性の高い仕組みとすることが課題として残されているものの、こうした考え方が導入されたことは注目される。[檜谷美恵子「災害復興公営住宅における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.409-410]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

03. 災害復興公営住宅等への入居者募集状況は、公営住宅と既成市街地に偏り、地元志向の強さが明らかとなった。

【教訓情報詳述】

04) 応募の偏り等の状況に対し、供給計画の見直しや情報提供の工夫が行われた。

【参考文献】

[引用] 一元募集の結果、募集割れの新築団地すらあった。応募者が特定の団地に偏ったために、仮設住宅からの入居者は期待するほどの数には至らなかった。

募集結果の分析を進めたところ、(1)都心近くの便利な場所への希望が強いこと(2)今後の予定を含め、確かな情報が出せなかったために申し込み意欲が高まらず、フォローも不十分だったことが明らかになった。

この結果を踏まえて、(1)場所未定の新築戸数分を、申込者数の多かった地域の公団住宅の借り上げで対応することとし、その範囲は新築のみならず団地で数戸バラバラに発生する空き家借り上げも対象とする(2)これらの新築借り上げ団地を含め被災者用に新築されるすべての公的住宅団地を一覧表にし、戸数・所在地・募集予定時期・完成予定時期を明示した。

その後の一元募集では、募集団地概要に、付近見取り図、学校や病院、スーパーマーケットまで記入して作成・配布した。加えて、団地ごとの毎日の応募状況を仮設住宅団地に掲示することなども実施した。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.287-288]

> [引用] (97年10月の第四次一元募集)

特に高齢者から「希望に添う住宅が分からない」「手続きの書類が難しい」と指摘されたこともあり、関係市と一緒に、見学会や生活支援アドバイザーによる戸別訪問、個別相談を実施した。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.289]

> [引用] 多くの仮設住宅入居者は、復興公営住宅の建設場所がいったいどこなのかが、その土地にまったく馴染みがなくて、いいところかどうか分からない、という悩みを持った。支援員やボランティアが説明しても行ったことのないところはやはりわからない。…(中略)…

そんなとき復興公営住宅建設地付近の見取り図と近隣のスーパー、郵便局、銀行、市場、役場出張所、最

寄り駅、バス停、病院などの地図をさっさとつくった市民団体があつた。震災・活動記録室(現市民活動センター神戸)だ。
[山口一史「復興推進 - 情報発信・相談体制」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.350-351]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

03. 災害復興公営住宅等への入居者募集状況は、公営住宅と既成市街地に偏り、地元志向の強さが明らかとなった。

【教訓情報詳述】

05) 「戻りたい」という場所は、単なる物理的空間ではなく社会的空間だとの指摘がある。

【参考文献】

[引用] 「戻りたい」という要望には、当然のことながら、理由がある。このとき、居住地や住まいは単なる物理的空間ではない点に注意が必要である。特に、長年同じ場所に住み続けた高齢者にとっては、その場所・環境は、ライフコース(人生)そのものである。その街のお店、その街の病院、その街の路地、そこでの会話、そこで培った人間関係 - これら有形、無形のもの溶け合つて場所というものは形成されている。そこは、単なる物理的空間ではない。だからこそ、人々は、その場所に戻りたいという感覚を抱くのである。
しかし、この同じことは、次のように別の角度から見ることも可能である。場所は単なる物理的空間ではない社会的空間である。であるとすれば、元いた場所にあつたものと同じ豊かさをもつ社会的空間を新たに創造することができれば、あるいはそのための支援を適切に講じれば、必ずしも、物理的に同じ場所に帰還することが被災者の生活復興に必須ではないかもしれない。
[矢守克也「復興推進 - 施策推進上の共通課題への対応」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.300]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

03. 災害復興公営住宅等への入居者募集状況は、公営住宅と既成市街地に偏り、地元志向の強さが明らかとなった。

【教訓情報詳述】

06) 8ブロックという地域区分では、立地限界層のニーズにきめ細かく対応することは困難であつた。

【参考文献】

[引用] 地域別需要への対応では、被災地を8ブロックに区分するという方法が採用され、民間住宅を借り上げる制度を活用するなどして、従前住宅の近傍で住まいを確保したいとのニーズに可能な限り応えることが目指された。しかしながら、…(中略)…大量供給が可能であつた住宅立地が限定的であつたことから、希望と合致する場所で住宅を選択できる可能性はきわめて低かつた。また、そもそも8ブロックという地域区分では、立地限界層のニーズにきめ細かく対応することは困難であつた。[檜谷美恵子「災害復興公営住宅における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.384]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

04. 資金面の各種支援も行われた。被災者生活再建支援法が成立し、阪神・淡路大震災

に関しても、これと同程度の措置がはかられることとなった。

【教訓情報詳述】

01) 公的住宅の第二次募集入居から、県営・市営住宅の多くで敷金が2分の1以下となるような措置がとられた。

【参考文献】

[参考] [震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.164-165]によると、公的住宅の第二次募集入居から、県営・市営住宅の多くで敷金が2分の1以下となるような措置がとられた。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

04. 資金面の各種支援も行われた。被災者生活再建支援法が成立し、阪神・淡路大震災に関しても、これと同程度の措置がはかられることとなった。

【教訓情報詳述】

02) 97年8月には応急仮設住宅から恒久住宅に移った被災高齢者らを対象に1ヶ月2万円前後を支給する生活支援策も実施された。

【参考文献】

[引用] 平成9年8月から、阪神・淡路大震災復興基金による生活再建支援金の支給が開始された。生活再建支援金の概要は以下のとおり。

(a) 対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯

(1) (ア) 65歳以上の高齢者が世帯主である世帯 又は

(イ) 65歳未満の者が世帯主である要援護世帯(重度障害者の属する世帯、生活保護世帯等)

(2) 住家が全壊または半壊で解体した世帯

(3) 恒久住宅へ移転した世帯

(4) 所得税または住民税所得割が非課税である世帯

(b) 支給対象経費

(1) かつてのかかりつけ病院への通院、職探し、かつてのコミュニティとの交流のための交通費

(2) 同趣旨での電話料金

(3) 恒久住宅への引っ越し費用

(4) 恒久住宅の敷金

(5) 生活必需品

(c) 支給額

(1) 従前居住地域内移転世帯 単身世帯月額15千円 複数世帯月額20千円

(2) 従前居住地域外移転世帯 単身世帯月額20千円 複数世帯月額25千円

総額380億円

(d) 支給方法及び支給期間

現金給付方式 5年間支給

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『復興だより』Vol.10(1997/9),p.11]

>

[参考] 生活再建支援金支給の経過については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.78-81]に詳しい。

>

[引用] 生活再建支援金制度の実施後、高齢世帯のみならず、被災による財産的・精神的痛手に加え、教育費や親の扶養等の経済的負担が重いうえ、恒久住宅移転に伴う諸経費の負担も大きい中高年世帯に対する支援の必要性も指摘された。

復興基金は、平成9年12月、恒久住宅に移転した世帯主45歳以上の世帯で、世帯の総所得金額が507万円以下の世帯を対象とする被災中高年恒久住宅自立支援制度を創設した。恒久住宅への移転に必要な経費を借り入れると想定した場合の利子相当額の一部を助成するものとして、生活再建支援金の支給対象世帯の拡充ではなく、新たな制度とされたものである。

[地主敏樹「被災者支援のあり方」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) 『健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.230]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

[教訓情報]

04. 資金面の各種支援も行われた。被災者生活再建支援法が成立し、阪神・淡路大震災に関しても、これと同程度の措置がはかられることとなった。

[教訓情報詳述]

03) 兵庫県では、恒久住宅への移転に伴う諸経費(引っ越し費用等)に当てるための実質無利子の貸付、被災者に対して無利子の生活復興資金貸付も行われた。

[参考文献]

[参考] (資金面の支援)

・恒久住宅への移転に伴う諸経費(引っ越し費用等)に当てるため、兵庫県社会福祉協議会が、生活福祉資金の特例貸付として、貸付限度額を50万円とし、貸付条件が据置期間1年間、その後の償還期間が5年間という内容の制度を実施した。利息については、(財)阪神・淡路大震災復興基金の負担により実質無利子となっている。この特例貸し付けの申込みは平成8年8月29日より受付が開始された。
・兵庫県と神戸市などは、基金を活用して、被災者に対して100万円を限度とする無利子の生活復興資金貸付制度を平成8年12月から開始。

[『阪神・淡路大震災と応急仮設住宅 - 調査報告と提言 -』神戸弁護士会(1997/3),p.41]

>

[参考] 生活福祉資金貸付については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.151,209]、[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.143-145] に詳しい。

>

[引用] 平成8年8月1日、仮設住宅等の仮住まいから、恒久住宅に転居の予定があり、転居費用の調達が困難な低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯を対象として、転宅資金貸付制度が創設された。[地主敏樹「被災者支援のあり方」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証)『健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.226-227]

>

[引用] 平成8年12月10日、「兵庫県生活復興資金貸付制度」が発表され、12月16日から受付が開始された。

被災者のうち、中低所得者層に対する生活復興のための資金の一般貸付制度が無いことから、今なお発展途上にある被災者に対して、生活復興・再建に必要な資金の一部を貸付制度を創設することにより、その促進を図ることとしたものである。

[地主敏樹「被災者支援のあり方」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証)『健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.227]

>

[引用] (生活復興資金貸付制度)

利用できる給付制度が限られた中で、中低所得階層の被災者向けに実効ゼロ金利で貸出を実施した結果、利用できた人々からは高い評価を得た。民間金融機関を組み込んだことは利用者にもむしろ好評であったし、返済能力を審査したために不良債権比率も低く抑えられた。返済能力がある程度見込める階層でありながら、この貸付資金の価値は通常時よりも約40%高い評価を受けている点は、民間銀行の通常の消費者貸出とサラ金等の消費者金融との狭間を充足した結果とも言えるであろう。

[地主敏樹「被災者支援のあり方」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証)『健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.243]

[区分]

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

[教訓情報]

04. 資金面の各種支援も行われた。被災者生活再建支援法が成立し、阪神・淡路大震災に関しても、これと同程度の措置がはかられることとなった。

[教訓情報詳述]

04) 貸付については、据置期間後からの返済が不可能である住民が多いとの指摘もある。

[参考文献]

[引用] 公営住宅への転居費用について、兵庫県社会福祉協議会が、初回家賃および敷金、引っ越し費用等に関する援助として、生活福祉資金の特例貸付を行っているが、1年の据置期間後は5年以内で償還することになっており、当座をしのぐことが出来ても、1年後からの返済が不可能である住民は多い。[『阪神・淡路大震災と応急仮設住宅 - 調査報告と提言 -』神戸弁護士会(1997/3),p.42]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

04. 資金面の各種支援も行われた。被災者生活再建支援法が成立し、阪神・淡路大震災に関しても、これと同程度の措置がはかられることとなった。

【教訓情報詳述】

05) 被災者生活再建支援法(98年5月22日公布)が成立し、阪神・淡路大震災に関しても、これと同程度の措置がはかられることとなった。

【参考文献】

[参考] 被災者生活再建支援法の制定経緯、支援法概要については[国土庁防災局防災企画課「被災者生活再建支援法の制定について」『人と国土 No.145』(財)国土計画協会(1998/9),p.32-33]参照。これによると、同法は平成10年5月15日衆議院で可決成立し、同22日に公布された。これにより、自然災害による被災者に対し、年収・年齢制限はあるものの最大100万円の被災者生活再建支援金が支給されることとなった。

>

[引用] 5月15日成立した「被災者生活再建支援法」の国会審議において、阪神・淡路の被災者に対し同法の被災者生活再建支援金に相当する程度の支援措置を講ずべきであるとの附帯決議がなされた。与党阪神・淡路大震災復興対策プロジェクトチームは、5月29日、地元の要望に基づき、阪神・淡路の被災者に対し、復興基金で実施中の生活再建支援金などを拡充して、同法の生活再建支援金に相当する程度の支援措置を講ずることを決定。同日の与党政策調整会議に報告し了承された。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『復興だより』Vol.14(1998/6),p.1]

>

[参考] [神戸新聞朝刊『被災者生活支援金 大阪府住民 支給にめど』(1998/8/25),p.-]によれば、大阪府は被災者生活再建支援法と同水準の被災者支援を検討していたが、府には、阪神・淡路大震災復興基金のような基金がなく、国に支援措置を求めている。政府は、98年8月24日の参院予算委員会で、財政支援を行うことを明らかにした。

>

[引用] 平成10年6月5日、復興基金は、被災者生活再建支援法の措置に概ね相当する程度の「生活再建支援金」制度の創設を決定した。[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局(2000/6),p.76-79]

>

[参考] 生活再建支援法の成立過程に関しては、『阪神・淡路大震災復興誌[第4巻]1998年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2000/3),p.123-135]にもまとめられている。

>

[引用] (生活再建支援)法の成立によって、すでに復興基金が実施していた高齢者世帯や要援護者世帯向けの「生活再建支援金」と「中高年自立支援金」が、その段階で「被災者自立支援金」に統合された。…(中略)…自立支援金の申請締め切りは2000年4月28日だったが、県は同年4月24日、支給要件を満たしながら申請が遅れている人のために「受付期限を2005年3月末までとする」と発表した。「支給漏れが出る恐れがある」と判断したためである。[『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.99]

>

[参考] 自立支援金については、被災から申請まで3年半がすぎていることから、支給作業に際して様々な問題が生じたとして、以下のような文献に問題の例が紹介されている。

[『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.100-101]、

[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 -』神戸市生活再建本部(2000/3),p.172-178]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

04. 資金面の各種支援も行われた。被災者生活再建支援法が成立し、阪神・淡路大震災に関しても、これと同程度の措置がはかられることとなった。

【教訓情報詳述】

06) 被災者自立支援金の支給が受けられなかった被災者が、復興基金に支払を求めた裁判が行われた。

【参考文献】

〔引用〕(被災者自立支援金制度)

受給資格を判定する基準日を平成10年7月1日としたため救済の対象にならなかった人々が生じた。震災後結婚した女性が結婚で世帯主でなくなったのを理由に支援金の支給申請を却下されたのは法の下での平等に反するとして支援金の支払を求めた訴訟の判決があり、震災から3年半後を基準とした世帯主要件は、合理的理由のない差別で無効であるとして、阪神・淡路復興基金に100万円を支払うよう命じた。

〔潮海一雄「災害と司法処理の諸問題」季刊 都市政策 第104号』(財)神戸都市問題研究所(2001/6),p.14]

>

〔引用〕被災者自立支援金の支給をめぐる訴訟で敗訴した、阪神・淡路大震災復興基金(理事長・井戸敏三兵庫県知事)は十九日の理事会で、上告を断念する方針を決めた。同基金は、判決確定を受け、世帯主被災要件を緩和する制度見直しを八月中をめどに検討する考えを示した。同基金によると、世帯主被災要件が理由で却下された事例は、最大で推計約二千件といい、必要な費用は最高約二十億円に上るとみられ、すべて基金で賄う方針。〔神戸新聞記事「自立支援金訴訟 復興基金が上告断念」(2002/7/20),p.-]

>

〔引用〕被災者自立支援金の支給をめぐり、神戸市内で被災した萩原操さん(63)が、「震災後結婚し、世帯主でなくなったため、支援金支給を却下されたのは法の下での平等に反する」として、阪神・淡路大震災復興基金(代表者理事・井戸敏三兵庫県知事)を相手に、支援金百万円を支給を求めた訴訟の控訴審判決が三日、大阪高裁であった。岩井俊裁判長は、一審・神戸地裁の判決を支持。復興基金側の控訴を棄却した。…(中略)…

判決によると、操さんは震災で同市長田区の自宅アパートが全壊。九七年十一月に被災者でない夫の行夫さんと結婚した。操さんを世帯主として二度、支援金の申請をしたが、「生計を維持している確認が取れない」と書類不備を理由に却下され、九九年三月、行夫さん名でも申請したが「被災者でない」と再び却下された。

行夫さんは九九年八月に神戸市を、二〇〇〇年三月、同基金を相手に提訴。昨年四月の一審判決は、同基金に支援金百万円の支払いを命じ、基金側が控訴していた。

〔神戸新聞記事「被災女性が再び勝訴」(2002/7/4),p.-]

>

〔引用〕被災者自立支援金の支給をめぐる訴訟で敗訴した阪神・淡路大震災復興基金(理事長・井戸敏三兵庫県知事)は六日の理事会で、支援金制度を一部見直し世帯主被災要件を緩和することを決めた。特例として、震災時に世帯主だった被災者が、その後非世帯主となったケースについても支援金を支給する。見直しに伴う支給対象は最大で推計約二千件、必要な経費は最高で約二十億円に上るとみられるが、基金をやりくりし賄う方針。十月一日から実施する。〔神戸新聞記事「世帯主要件を緩和 大震災被災者自立支援金」(2002/9/7),p.-]

>

〔引用〕阪神・淡路大震災復興基金(理事長・井戸敏三兵庫県知事)の被災者自立支援金をめぐる調停の一回目が十九日、神戸簡裁で開かれた。計二十八人が支給と支給要綱の改訂を求めて申し立てしているが、基金側は「いずれも応じられない」とする答弁書を提出した。

調停を申し立てているのは、震災後に結婚や親子の同居で世帯主でなくなったため、支給の対象外となった二十八人。支援金支給訴訟で敗訴した基金側は昨年、こうしたケースにも支給する特例を設けたが、同居した世帯全員の収入を合計すると、基準額を超えると、申請は却下された。〔神戸新聞記事「支給要綱改訂に基金側応じず 自立支援金調停」(2003/5/2),p.-]

〔引用〕阪神・淡路大震災復興基金(理事長・井戸敏三兵庫県知事)の被災者自立支援金の支給をめぐる調停が二十三日、神戸簡裁であり、申し立てた二十八人のうち二十一人の調停が不成立で終わった。これを受けて、申立人の代理人は「支給要件が差別を助長するとして高裁判決の趣旨を反映していない」などとして、同基金を相手に、要綱の改正などを求める民事訴訟を神戸地裁に起こす方針を明らかにした。今後、原告団を結成し、遅くとも年内に提訴する見込み。〔神戸新聞記事「復興基金を年内にも提訴 自立支援調停21人不成立」(2003/7/24),p.-]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

〔04〕恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

04. 資金面の各種支援も行われた。被災者生活再建支援法が成立し、阪神・淡路大震災に関しても、これと同程度の措置がはかられることとなった。

【教訓情報詳述】

07) 苦しい経済的状況にあった一部の中堅層にほとんど支援がまわらないといった事態も生じ、より多様な評価項目を支援対象・内容決定のために設定すべきとの意見がある。

【参考文献】

〔引用〕高齢者を中心とする「社会的弱者」に対する支援の陰に隠れる形で、中堅層への支援にも問題が生じていた事実である。特に、支援施策の実施が急がれるあまり、支援施策の適用範囲・対象、適用内容の

決定にあたって、年齢、単年度収入など少数のメルクマールのみが機械的に運用された点が重要である。この結果として、貯蓄・資産の多寡、ローンの有無、扶養家族の有無・多寡、可処分所得の多寡といった要因が無視あるいは軽視されることとなった。そのため、実際には、高齢者と同様、あるいは、それ以上に苦しい経済的状況にあった一部の中堅層にほとんど支援がまわらないといった事態も生じた。[矢守克也「復興推進 - 施策推進上の共通課題への対応」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.269]

>

[引用] 未曾有の震災への対応の中で、震災後10年を経た現時点において了解可能な問題点を当初からすべて予見することは不可能であったことは否めない。しかし、今後は、最低限、単年度収入のみに立脚するのではなく、家計収支のバランス、フローとストックの両面、世帯主(あるいは、主たる家計支持者)のライフステージ上の位置づけなど、より多様な評価項目を支援対象・内容決定のための基準項目として設定すべきであろう。[矢守克也「復興推進 - 施策推進上の共通課題への対応」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.278]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【04】恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

04. 資金面の各種支援も行われた。被災者生活再建支援法が成立し、阪神・淡路大震災に関しても、これと同程度の措置がはかられることとなった。

【教訓情報詳述】

08) 段階的に支援策の拡充が行われたことについては、臨機の対応として肯定的評価と、五月雨式との批判的評価がある。

【参考文献】

[引用] 支援施策は、一般に、行政システムを含め社会が大きな混乱に陥り、かつ、先が読めない震災直後には薄く、その後、予算措置や体制の立て直しに伴って手厚くなる傾向にあった。これは、一方では、肯定的に評価されるべきものである。未曾有の大災害からの復興過程は、未曾有の災害のものと同様、だれにとっても未曾有の体験である。そのすべてを予期できた者などだれもいない。よって、段階的に拡充されることが多かった復興支援策も、復興の進捗状況、内外の社会・経済的変動など、さまざまな変化に柔軟かつ有効に対応した結果としてこのようになったという一面がある。

しかし他方で、段階的な支援拡充は、時に「さみだれ式」との批判があったように、大きな支援が必要な困窮期には支援が十分行き届かず、逆に、その後、被災者の自己選択による自力復興が求められる時期になって、かえって支援が手厚くなることもあった。このことが、長期的な視点にたったとき、被災者や被災地の復興を阻害した可能性も考えられる。

[矢守克也「復興推進 - 施策推進上の共通課題への対応」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.307]

>

[引用] 様々なメニューが次から次へと後追いで実施されたため、市民から見れば支援メニューの全体がわかりにくい面があったことも否めない。また、市民主体の復興を目指すのであれば、復興施策についての選択権が市民に保障されていくべきである。その意味では、時間の経過に伴ってメニューが追加されていくのではなく、当初から多様なメニューを確保しておき、被災者が各々の事情や希望に応じて選択できるような、いわゆる復興メニューの一括提示こそが本来のあるべき姿であったといえよう。[戎正晴「復興体制 - 復興に関する法整備等」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.126]

>

[引用] 復旧期の施策は、「個人補償はできない」という国の方針に制約されたこともあって、「つぎはぎ的」対応となったと言わざるを得ない。義援金の第2次配分で弱者を救済しかつ住宅助成を打って置いて、圧倒的多数である中低所得被災者に対しては災害援護資金貸付で主に生活費を補ったが、住宅再建が進まないで義援金配分方針を見直して一律配布に戻し(第3次配分)、生活再建も進まないで新たに生活復興資金貸付を導入して再び中低所得層の生活費を補った。この間、被災者は公的な支援が少ないことに対して不満を募らせるとともに、新たな給付制度が導入されることへ期待を持ち続けた。やはり、将来の生活再建計画を立て難い状態が続いたと言える。[地主敏樹「被災者支援のあり方」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.214]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

04. 資金面の各種支援も行われた。被災者生活再建支援法が成立し、阪神・淡路大震災に関しても、これと同程度の措置がはかれることとなった。

【教訓情報詳述】

09) 住宅復興には戸当たり平均2000万円近い金額が投入されたとの指摘がある。

【参考文献】

[引用] 単線型プログラムに従って、たとえば、避難所 応急仮設住宅(リース) 恒久住宅(災害復興公営住宅)と進んだ場合、応急仮設住宅には、戸当たり平均約360万円の設置、維持管理、撤去費用がかかり、恒久住宅には、戸当たり平均約1503万円の事業費(建築費、設備費、エレベーター工事費の合計、このうち国庫補助は約7割強)と、戸当たり平均約36万円の家賃低減対策補助がかかったことになる。さらに、県営住宅の場合、いきいき県住推進員費用が戸当たり平均約4万円、シルバーハウジングの場合、LSA費用が戸当たり平均約6万円かかっていた。これらを合計すると、約1909万円となり、これに含まれない間接経費なども考慮すると、住宅復興には戸当たり平均2000万円近い金額が投入されたことになる。(さらに、復興住宅の用地費を含めると戸当たり平均3000万円を超える。)[高田光雄「住宅復興における取り組み」『阪神・淡路大震災復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) I 健康福祉分野 兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.371]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

05. 恒久住宅への移行を図るため、公営住宅、民間賃貸住宅入居者に対して家賃の減額・補助対策が実施された。

【教訓情報詳述】

01) 震災特別減額制度により市街地の40平方メートルの公営住宅で入居者負担月額6,600円となるような措置がとられた。

【参考文献】

[参考] 家賃軽減措置がとられる経過については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.77-78]に詳しい。

>

[引用] 被災前家賃は2万円から5万円の枠内で約60%の世帯が居住していた。しかし、現在は8万円から10万円未満が15.6%と一番多くなっている。民間ベースの対応でいくとこの差がどうしても解消できない。ことに年金生活の高齢者にとっては解決不可能である。

特定優良賃貸住宅には家賃補助があるが最低でも6万円程度の家賃負担であり、さらに安い民間アパートにも適用できるかどうか。このように低家賃政策の要請に応えるため、公営住宅については従来よりも大幅な減免等が導入された。たとえば第17表のように年間給与所得89万円以下の世帯では、震災特別減額制度により市街地の40平方メートルの公営住宅で入居者負担月額6,600円となっている。[神戸都市問題研究所生活再建研究会「震災復興と生活再建」『都市政策 no.86』(財)神戸都市問題研究所(1997/1),p.140]

>

[参考] 96年7月23日に策定された「住宅復興総合プログラム」(兵庫県)における家賃低減化対策の概要については[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.149-150]参照。これによると、災害復興公営住宅及び市町施行分の再開発計住宅に入居する低所得の被災者で1998年度までに入居決定がなされた者を対象に、以下のような家賃低減化が図られている。

1) 家賃負担能力に配慮して家賃低減化を図るため、入居者の所得に対応するとともに、住宅相互間の家賃の均衡を図るため、住宅のS・M・L・Oの規模及び地域間の格差を考慮した立地区分に応じた減免基準を行う。

2) 所得階層が10%階層以下の低所得者については、さらに家賃負担の軽減化を図ることとし、小規模な住宅については、極めて所得の低い世帯に対しては、大都市部においても6,000円台の家賃まで引き下げることをとする。

>

[引用] ただし、国の支援は災害公営住宅の管理開始後5年間の時限的措置であり、未だ半ばである入居者の生活・経済再建の状況、本市の逼迫した財政状況等から国へ、制度の延長を要望中である。[『神戸市震災復興総括・検証 住宅・都市再建分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.13]

>

[引用] 災害公営住宅の家賃軽減については、住宅の供給開始から5年間となっており、最も早いものは平成13年9月で打ち切られることとなっていた。しかし、全国的な景気低迷による雇用情勢は依然厳しく特に被

災地においてはより深刻なことから、助成期間の延長、供給開始日ではなく入居開始日からの運用、対象の拡大など制度の充実が求められている。この状況から、国においても、現行の基準を見直したうえでさらに5年間期間を延長する方針が出された。[『阪神・淡路大震災 - 震災復興6年の総括』西宮市(2001/4),p.240]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

05. 恒久住宅への移行を図るため、公営住宅、民間賃貸住宅入居者に対して家賃の減額・補助対策が実施された。

【教訓情報詳述】

02) 民間賃貸住宅の入居者に対しても家賃負担軽減措置がとられた。減免や補助が5年間に限られることから、その後の対応策が必要との指摘もある。

【参考文献】

[引用] 公営住宅に大幅な減額措置がとられたので、民間賃貸住宅の入居者に対しても家賃負担軽減措置がとられた。家賃6万円以上で5年で900,000円の減額となりかなりの補助となる。[神戸都市問題研究所生活再建研究会「震災復興と生活再建」『都市政策 no.86』(財)神戸都市問題研究所(1997/1),p.141]

>

[参考] 96年7月23日に策定された「住宅復興総合プログラム」(兵庫県)における民間賃貸住宅家賃負担軽減制度の概要については[震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】」(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.154]参照。

>

[参考] 家賃軽減・補助策が実現する経緯については[沼尾史久「第4章 住宅復興と公的支援」『阪神・淡路大震災からの住宅復興』(財)東京市政調査会(1997/3),p.85-98]にも詳しい。

>

[参考] [高奇昇三「震災復興公営住宅と財政」『震災復興住宅の理論と実践』勁草書房(1998/1),p.152-156]では、減免や補助が5年間に限られることから、その後の対応策が必要と指摘している。

>

[引用] (家賃低減化対策の限界)

県、市町は、災害復興公営住宅等に入居する被災者世帯を対象に、入居から5年間の家賃低減策を打ち出している。これは国からの補助を受けて実施されるもので、この期間経過後は、原則として通常の家賃になる。しかし、震災により生活基盤が大きく崩れた応急仮設住宅の住民の中には、家賃負担がない現在でも、経済的にぎりぎりの生活をしている世帯も多い。この低減化対策によりたとえ月6000円ほどの家賃を支払うことにされても、5年後に通常家賃を支払えないとの見通しであれば結局現時点で申込みを断念せざるを得ず、しかも低減化対策の恩恵を受ける度合いが多いほど5年後からの負担は大きくなる。実際、申込案内書を見るとその家賃は5倍から、高いもので10倍にも膨れ上がるようになっており、これでは実際「低減化」と言っても、その実効性はないに等しいと言わざるをえない部分がある。

[『阪神・淡路大震災と応急仮設住宅』神戸弁護士会(1997/3),p.45]

>

[引用] 当初5年間に限った特別措置として、10%以下の低所得層に対する家賃の低減化を上乗せする特別家賃低減化対策が採られた…(中略)…

時限措置であったことから、措置打切りに伴う家賃の上昇を不安視する低所得者も少なくなく、問題を先送りした感は否めない。結局、当初5年間とされた措置期間はその後さらに5年を加え、現在では10年間に延長されている。

[檜谷美恵子「災害復興公営住宅における取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証)『健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.402-403]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[04] 恒久住宅への移行措置

【教訓情報】

05. 恒久住宅への移行を図るため、公営住宅、民間賃貸住宅入居者に対して家賃の減額・補助対策が実施された。

【教訓情報詳述】

03) 公営住宅への入居や持家再建にしばらく時間が必要な世帯に対しては、その間の仮設住宅からの早期移行対策として、民間住宅への一時入居に対する家賃補助なども行われた。

【参考文献】

[参考] 公営住宅への入居や持家再建にしばらく時間が必要な世帯に対しては、その間の仮設住宅からの早期移行対策として、民間住宅への一時入居に対する家賃補助なども行われた。[梶川龍彦「被災から恒久住宅へ」『生活復興の理論と実践』勁草書房(1999/1),p.132-133]

> [参考] 一時入居に対する家賃補助については、当初、利用者が伸び悩んだ。[神戸新聞朝刊「一時入居制度出足伸び悩む」(1998/7/1),p.-]は、完成前の公営住宅入居待ちの仮設住宅居住者3700世帯を対象とした同制度の契約申し込みが、受付開始(1998年5月18日)から40日たっても69件に過ぎず、理由として「引越しの繰り返しはつらい」「物件に限られる」などが主な理由、と報道している。

>

[参考] 公営住宅入居待機者支援制度、持家再建待機者等支援制度については[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 -』神戸市生活再建本部(2000/3),p.189-191]に詳しい。

>

[引用] (公営住宅入居待機者支援制度)

公営住宅の完成待ちをしている方が、一時的に入居する民間賃貸住宅を自ら確保できない場合に、兵庫県住宅供給公社が本人に代わって住宅を借り上げて提供する制度です。また、家賃月額も月7万円を補助するものです。

窓口開設時には、579件の相談があり、101件のあっせんを行っています。

[金芳外城雄「復興10年 神戸の闘い」日本経済新聞社(2004/12),p.138]

>

[引用] (持ち家再建待機者等支援制度)

持ち家の再建などで住宅が未完成など、その入居を待っている方を対象に、家賃補助3万円を限度に補助しようとする制度です。また、仮設住宅の引越しに際しては概ね5万円の移転日女性も行いました。当初は利用者が限定された制度だけに利用は低迷していましたが、最終的には支給件数は193世帯にのびりました。

[金芳外城雄「復興10年 神戸の闘い」日本経済新聞社(2004/12),p.138-139]